

「学力に関する証明書」申請に係る注意事項

※「学力に関する証明書」の申請前に必ずご一読ください。

▶ 「学力に関する証明書」とは

「学力に関する証明書」は、教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得するにあたって、必要な単位数を、関係法規に定められている区分に読み替えた証明書の事です。申請前に、必要な証明書（学校種、科目、様式）を事前に提出先に確認してください。

※※注意事項※※

- ① 本学所定の「卒業証明書」「成績証明書」では免許申請することはできません。
- ② 「基礎資格証明書」は発行していません。基礎資格の証明が必要な場合は「卒業証明書」をご請求ください。
- ③ 「学力に関する証明書」は免許状取得の証明ではありません。免許状取得に関する証明や免許状を紛失された場合などは、都道府県教育委員会に「教育職員免許状授与証明書」をご請求ください。

※本学から一括申請で免許状を取得された方は、原則、北海道教育委員会が授与権者になります。

▶ 「学力に関する証明書」が必要とされるケース

- ① 現時点で免許状取得要件を満たしており、「教育委員会」に免許状の申請を行う。
- ② 現時点では免許状取得要件を満たしておらず、「教育委員会」で不足単位を確認する。
- ③ 現時点では免許状取得要件を満たしておらず、「他大学等」で不足単位を修得する。

※※注意事項※※

「学力に関する証明書」は本学在学当時の教育職員免許法に基づいて作成されます。

適用される免許法	入学年度
新法：2016（平成28）年改正法	2019（平成31）年度入学～
旧法：1998（平成10）年度正法	2000（平成12）年度～2018（平成30）年度入学
旧々法：1988（昭和63）年改正法	1990（平成2）年度～1999（平成11）年度入学
旧々々法	～1989（平成元）年度入学

- ① 旧法以前の入学生で、在学中に修得できなかった不足単位をこれから修得する場合や、別の学校種、科目の免許状をこれから新たに修得する場合は、原則、「新法」が適用されます。そのため本学では、指定がない場合は「新法」で作成します。新法に読み替えた「学力に関する証明書」の発行を希望する場合は、免許法欄の「新法」に☑を入れてください。また、旧法以前の「学力に関する証明」の発行を希望する場合は、免許法欄のいずれかに☑を入れてください。

※適用される免許法が不明な場合は、必ず事前に提出先に確認してください。

- ② 教育職員免許法施行規則第66条の 6 に定める科目(「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」)を証明する「学力に関する証明書」は、在学した学群学類(学部学科)の教職課程の有無や入学年度に関係なく、発行することができます。
- ③ 本学では新法において「商業」は課程認定を受けていないため、旧法のみでの交付になります。

➤ 「学力に関する証明書」の発行について

- ① 在学時の成績等を確認し作成するため、発行までに概ね1週間から10日程度のお時間をいただきます。証明内容(旧法を新法へ読み替える等)によってはそれ以上かかる場合もありますので、時間に余裕をもってご申請ください。
- ② 証明書発行サービス【Web 申請】にて申請される場合は、印刷先選択にて「郵送」を選択してください。

※予め「学力に関する証明書等申請用紙」をダウンロードし、必要事項を記入・保存した Excel ファイルまたは、印刷して記入した書面の画像ファイル(JPEG、PDF 等)を郵送オプションの「添付ファイル」に添付してください

学力に関する証明書等申請用紙に必要事項を記入し、ファイルを保存してください

証明書申込時の「郵送オプション」の「添付ファイル」でファイルを選択してください

- ③ 記入漏れ等の不備があった場合、本学より確認をさせていただきますので、日中連絡が取れる連絡先を記入ください。
- ④ 免許法・学校種・教科ごとに1通ずつ発行します(1通あたり200円)。
- ⑤ 「学力に関する証明書」は本学所定の様式で作成いたしますが、提出先指定の様式がある場合は、その様式を申請書に同封してください。なお、指定様式の場合も証明書料金が発生します。
- ⑥ 在学時に登録されている氏名での発行となります。
- ⑦ 英文での「学力に関する証明書」はありません。

【お問い合わせ先】 酪農学園大学 教育センター教務課
教職担当 TEL:011-388-4125(平日のみ 8:30~17:00)